



【第 90 回】2015 年 3 月 26 日 森信茂樹 [中央大学法科大学院教授 東京財団上席研究員]

ピケティの「資産への累進課税」は現実的か？

格差拡大を許す日本の税制に見える課題(3)

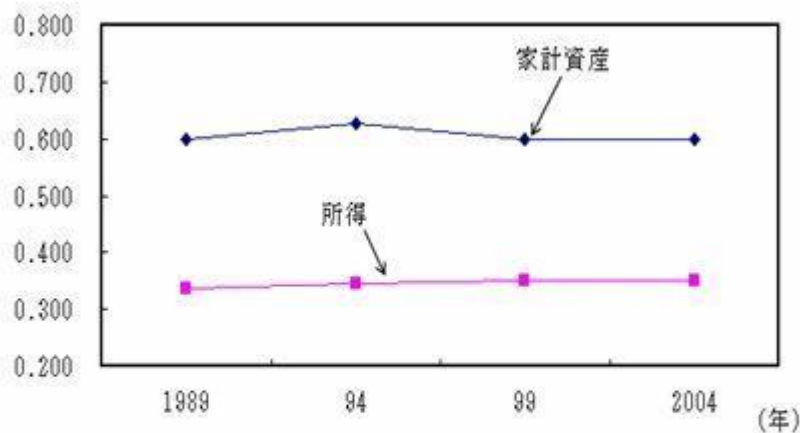
前回 は、税務統計から見る限り、わが国の富裕層が増えている原因は、所得格差の拡大というより相続によるところが大きいことを述べた。一方相続税は、本年から 4 割程度課税強化されたばかりで、少し様子を見る必要があること、税制の問題があるとしたら、20%分離課税となっている資産性所得課税の税率であろう、ということ述べた。

ピケティ氏は、富を再生産し格差拡大につながる資産が問題だとして、グローバルな協力体制の下での資産課税の強化、純資産への累進課税(第 15 章「世界的な資本税」)の導入を提言している。現在ある財産税・富裕税と似た概念である。そのことについて考えてみたい。

資産格差は着実に拡大している 欧州では一般的だった「富裕税」

その前にわが国の資産格差の状況を、「平成 18 年度年次経済財政報告」(以下、白書)で見ると、図表のとおりである。

(1) 家計資産のジニ係数



1. (1) は総務省「全国消費実態調査」を特別集計し推計した。総世帯結果。
2. 家計資産は、貯蓄現在高、住宅・宅地資産額及び耐久消費財試算の合計値から負債現在高を除いたもの。

18年度経済財政白書

土地、住宅・宅地などの実物資産と、預貯金・債券・株などの金融資産を合わせた資産の格差を見ると、所得のジニ係数が0.3台半ばで推移しているのに対し、資産のジニ係数は0.6前後と高水準で、所得格差より大きい(全国消費実態調査・総世帯)。

白書ではこの理由について、高所得層になるほど貯蓄率が高いこと、高齢者になるほど資産格差が大きいことを挙げているが、相続については触れていない。

資産格差の推移を見ると、1980年代後半のバブル期に実物資産価格が上昇し格差は拡大したが、90年代は逆に下落したので格差は縮小、最近では横ばいになっている。もっとも、アベノミクスで株価は2倍以上に上昇し、土地も都市部を中心に長期低落傾向から抜け出しており、今後は資産格差が着実に拡大していくと思われる。

世界の税制の流れを見ると、欧州大陸諸国では古くから、資産の保有に対して富裕税などの経常的財産税を課してきた。所得税が完全ではない(クロヨンなど捕捉の問題)ことへの補完措置という意味合いがある。

ドイツでは 1922 年に、スウェーデンでは 1910 年に財産税が導入されたが、現在は廃止されている。両国とも、公平な執行が難しいことを理由としている。フランスでは 1982 年に創設され、1987 年に廃止され、1989 年に又復活している。

欧州では伝統的に、「リンゴの実をならせる果樹に課税するよりも、リンゴに課税する方が望ましい」という税制思想が広がっていたのである。

他方、米国を代表とするアングロサクソン系の国では、経常的財産税は歴史的にも存在せず、また現在もない。これらの国では、「果樹の売買」の結果得られるキャピタルゲインを所得に含めて課税が行われてきた（今日では、欧州も米国も同じ包括的所得税に収れんしている）。

戦後日本にもあった資産課税 注目すべきオランダの「みなし課税」

わが国では、シャープ勧告を受けて 1950 年度に富裕税が、所得税の補完税として導入されたが、資産評価の困難性など執行上の問題などから 53 年に廃止された経緯がある。

資産の保有そのものに課税する根拠は、所得税の補完であるが、資産を保有することの効用にも求められる。つまり、資産を保有することで社会の信用を得ることが可能になる、資産を担保にして資金を借りることができる、資産の保有により安心して生活が送れるという便益・効用が課税根拠となるのである。

また、公平性の観点からも、資産課税は高く支持される。お金持ち、というのはお金を稼ぐというフローの概念ではなく、ストックの概念であることからわかる。

興味深いのはオランダの税制である。オランダは、2001 年に抜本的な税制改革を行い、富裕税を廃止し、貯蓄・投資所得に対する「みなし課税」を導入した。

具体的な課税方法は、オランダ居住者について、貯蓄と投資の合計金額（負債は控除）を年初と年末に計算して平均値を出し、2万ユーロを差し引いて課税ベースを計算し、みなし収益率として4%を乗じ、それに30%の均一税率を課す、つまり純資産額に1.2%の税率を課すという税制が導入され、今日まで続いている。

このように見えてくると、多くの欧州諸国では資本逃避や課税実務の困難性から富裕税・財産税を廃止してきたのだが、ピケティ氏の国フランスでは、いまだ富裕税が存続しており、そのことが彼の提案につながっていると考えられる。

ピケティ氏は、累進的な資産課税の前提として、国際的な税務当局の協調が必要として、OECDの自動的情報交換が始まったことを評価している。

確かに、今後、国際的に個人が特定できる共通番号が導入され、タックスヘイブンも協力するということになれば、個人ごとの資産を把握することは不可能ではないかもしれないが、それは非現実的であろう。また書画・骨董などの実物資産やタンス預金に流れてしまえば、税務当局もお手上げだ。

資産そのものへの課税強化は現実的な選択肢とは言えない

このように考えてくると、資産そのものへの課税強化は現実的な選択肢とは言えない。まずは、第2回で述べたように、資産性所得への課税のあり方を議論することから始めるべきではないか。

今回は、わが国の代表的な資産課税である固定資産税（市町村税）と相続税について取り上げ議論したい。

繰り返しになるが、わが国の格差問題は、1%の富裕者の問題より、相対的貧困者の多さの問題である。これへの対応は、税と社会保障を一体的に設計することで対応することでしか対応ができない。

今回、筆者は「**税で日本はよみがえる 成長力を高める改革**」という書物を日本経済新聞出版社から刊行することとなった。世界の税制改革が、経済社会

をどのように変えていったのかを詳細に分析した上で、わが国の直面する様々な問題への税制改革の教訓を考察している。ぜひご一読ありたい。

DIAMOND,Inc. All Rights Reserved.

```
<iframe src="//www.googletagmanager.com/ns.html?id=GTM-MB8ZLX" height="0" width="0" style="display:none;visibility:hidden"></iframe> <iframe src="//b.yjtag.jp/iframe?c=HnwCFYR" width="1" height="1" frameborder="0" scrolling="no" marginheight="0" marginwidth="0"></iframe> <iframe src="//o.advg.jp/oif?aid=7317&pid=1" width="1" height="1"></iframe>
```